



2026年6月11日

各 位

会 社 名 株式会社 ゲオホールディングス
代表者名 代表取締役社長執行役員 遠藤 結蔵
(コード番号:2681 東証 プライム市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員
グローバル経理財務部 梶田 義章
ゼネラルマネージャー
(TEL 052-350-5711)

消費者庁による当社子会社への措置命令に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ゲオストアは、2026年6月11日付で不当景品類及び不当表示防止法(以下、景品表示法)第7条1項の規定に基づく措置命令を、消費者庁より受領いたしました。

1. 概要

同社が店舗及びECサイトで実施する「スマートフォン、タブレット、携帯電話等に関する買取金額アップキャンペーン」において、2025年5月～11月の期間内に申し込みを行った場合に限り、特に有利な条件で買取を利用できると誤認させる表示であった点について、一般消費者への周知及び同様の表示の再発防止に関する措置を命じられました。

2. 対象のキャンペーン

① 2025年5月12日～6月8日

・スマホ・タブレット:買取金額10%アップ

②2025年6月9日～7月6日

・スマホ・タブレット:買取金額10%アップ

③2025年7月7日～8月3日

・スマホ・タブレット:買取金額10%アップ

・火曜日限定:買取金額15%アップ

④2025年8月4日～9月7日

・スマホ・タブレット:買取金額10%アップ

・火曜日限定:買取金額15%アップ

⑤2025年8月25日～9月7日 (WEB限定)

・Apple製品:買取金額20%アップ

・アンドロイド:買取金額10%アップ

・その他スマートウォッチ:買取金額20%アップ

⑥2025年9月8日～11月9日

・スマホ・タブレット:買取金額20%アップ

・スマートウォッチ全般、AirPods:買取金額20%アップ

3. 当社の見解と今後の対応について

今回の措置命令を真摯に受け止め、ゲオグループの従業員及び役員に対する景品表示法を含むコンプライアンス教育の徹底や、表示に関わる審査、承認を含む管理体制の整備などを行い、再発防止に努めてまいります。

なお本件が業績に与える今後の影響は精査中であり、今後開示すべき事象が発生した場合は、直ちに公表をいたします。

以上